64歳	21.76163	27.05734	94歳	4.29118	5.48877
65歳	21.00436	26.21142	95歳	3.99069	5.04578
66歳	20.25248	25.36735	96歳	3.71006	4.63190
67歳	19.50645	24.52594	97歳	3.44873	4.24545
68歳	18.76681	23.68816	98歳	3.20621	3.88617
69歳	18.03371	22.85411	99歳	2.98179	3.55394
70歳	17.30668	22.02406	100歳	2.77463	3.24863
71歳	16.58685	21.19903	101歳	2.58373	2.97043
72歳	15.87547	20.37970	102歳	2.40793	2.71978
73歳	15.17409	19.56655	103歳	2.24585	2.49777
74歳	14.48455	18.76030	104歳	2.09578	2.30693
75歳	13.80812	17.96225	105歳	1.95526	2.15250
76歳	13.14489	17.17248	106歳	1.81710	2.01001
77歳	12.49545	16.39180	107歳	1.67459	1.87838
78歳	11.86149	15.62123	108歳	1.51496	1.75635
79歳	11.24441	14.86178	109歳	1.31262	1.64231
80歳	10.64540	14.11395	110歳（男子にあっては110歳以上）	1.01375	1.53375
81歳	10.06472	13.37836			
82歳	9.50183	12.65579	111歳	—	1.42609
83歳	8.95752	11.94836	112歳	—	1.30999
84歳	8.43306	11.25779	113歳	—	1.16422
85歳	7.92896	10.58538	114歳以上	—	0.93771
86歳	7.44575	9.93207			
87歳	6.98163	9.29686			
88歳	6.53884	8.68297			
89歳	6.1090	8.09226			

○農林水産省告示第四百二十六号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

漁港の名称	漁港の種類	所在地	変更年月日
多良間漁港	第一種漁港	沖縄県宮古郡多良間村	平成二十九年三月三十一日

○農林水産省告示第四百二十七号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

第七条の表第一号中「年一厘」を「年三厘」に改め、同表第二号中「年一厘五毛」を「年三厘五毛」に改め、同表第三号から第十一号までの規定中「年一厘」を「年三厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　漁業近代化資金融通法施行規程の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市朽木小川字戸谷原二一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一八九、二〇五から二〇九まで、字梁ケ谷五七八・五八〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五七六、五八二、五九七、朽木平良字平良谷二七五、二七六、二八三、三一六、三一七、三二一、三二四、三二六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市萩原町中呂字アラヤ九四三の一、九四四の一、九四五、九四六の一、九四六の二、字タヤノ平一五四〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県関市洞戸阿部字洞口一七六六の一の一、一七六六の一の二、字上ノ石一七七二の四から一七七二の九まで、字右ケ洞一八〇三から一八〇五まで、一八〇六の一、一八〇六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月二十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市清見町巣野俣字小イト一一九三から一一九五まで、一一九七の五一、一二〇〇の一九九、字ノテ洞一六七九の一三、一六七九の一四、一六七九の一六から一六七九の二八まで、一六八〇の一、一六八〇の二、一六八二の九、一六八二の一〇、一六八二の一七から一六八二の二六まで、一六八三の一、一六八三の二

二　指定の目的　水源の涵養